

建築工事成績評定基準

(目的)

第1 この基準は、土木建築局営繕課の所掌する建築工事（建築設備を含む。）について建築工事検査技術基準第9に基づく工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、評定の適切な実施、及び評定結果の発注者間での相互利用を推進し、もって公共建築工事の品質確保に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定は、原則として契約金額が500万円以上の請負工事について行うものとする。

ただし、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のいずれか又は全部を一括した請負工事（以下「一括請負工事」という。）の場合で付帯工事の直接工事費が500万円以上の場合には、付帯工事の評定を行うものとする。

(評定の時期)

第3 評定の時期は、検査員にあつては中間検査及び工事の完成の時、総括監督員及び主任監督員にあつては工事の完成の時とする。

(評定者)

第4 評定を行う者は、当該工事の検査員並びに当該工事の総括監督員及び主任監督員とする。

(評定の方法)

第5 評定は、別紙1「考査項目別運用表」、様式第1「工事成績評定書」及び様式第2「細目別評定点採点表」により行うものとする。

2 評定点は、少数第1位止めとし、以下は切り捨てる。ただし、評点合計は、四捨五入により整数とする。

3 一括請負工事の評定は、それぞれの工事担当者の意見を徴して行うものとする。

4 評定にあたっては、別紙2「「施工プロセス」チェックリスト」を考慮する。また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

5 評定を行う付帯工事を含む一括請負工事の評点を行う場合は、「出来形及び出来ばえ」の「品質」、「出来ばえ」について該当する工種別に評価し、工事比率（直接工事費の比率）により総合評価を行うものとする。

(評定結果の提出)

第6 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、発注者に「工事成績評定書」、「細目別評定点採点表」及び「考査項目別運用表」を提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第7 発注者は、完成検査の終了後、評定者から評定結果の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、別に定めるところにより、評定の結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第8 発注者は、第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

- 2 発注者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、その結果を通知するものとする。

(説明請求等)

第9 第7又は第8による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（広島県の休日を定める条例（平成元年条例第2号）に定める「県の休日」を含む）以内に、書面により、発注者に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。

- 2 発注者は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

附則

この基準は平成9年4月1日から施行する。

附則

この基準は平成12年4月1日から施行する。

附則

この基準は平成14年4月1日から施行する。

附則

この基準は平成15年4月1日から施行する。

附則

この基準は平成18年4月1日から施行する。

附則

この基準は平成19年6月1日から施行する。

附則

この基準は平成20年4月1日から施行する。

附則

この基準は平成24年4月1日から施行する。

附則

この基準は平成27年4月10日から施行する。

附則

この基準は平成27年6月1日から施行する。

附則

この基準は平成28年12月1日から施行する。

附則

この基準は令和2年4月1日から施行する。

しゅん功 検査	課長（設備工 事担当監）	工事検査担当	検査員	主任監督員	監督員

中間 検査	課長（設備工 事担当監）	工事検査担当	検査員

様式第 1

工事成績評定書（しゅん功検査、中間検査）

工事名称							分類	主体 ・ 付帯					請負金額（最終）					¥ 千円				
請負者名							工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日					検査					平成 年 月 日				
							実施工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日					手直					平成 年 月 日				
考 査 項 目		①監督員					②主任監督員					③検査員（中間検査）					④検査員（しゅん功検査）					
		氏名 ㊞					氏名 ㊞					氏名 ㊞					氏名 ㊞					
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般		+1.5	0	-5.0	-10																
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																
2. 施工状況	I. 施工管理		+1.5	0	-5.0	-10						+5.0	+2.5	0	-5.0	-15	+5.0	+2.5	0	-5.0	-15	
	II. 工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+10	+5.0	0	-7.5	-15											
	III. 安全対策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15											
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																
3. 出来形	I. 出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20	
及び	II. 品質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+15	+7.5	0	-15	-30	+15	+7.5	0	-10	-30	
出来ばえ	III. 出来ばえ											+5.0	+2.5	0	-2.5		+5.0	+2.5	0	-2.5		
4. 高度技術	I. 高度技術力 ※2	+	(13)	0																		
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※2	+	(7)	0																		
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※3						+10	+5.0	0													
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		± 点					± 点					± 点					± 点					
評定点（6.5±加減点合計） ※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点					
7. 評定点計		_____ 点					○中間検査があった場合：（① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2）= 点 ○中間検査がなかった場合：（① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4）= 点															
8. 法令遵守等 ※6							— 点															
9. 評定点合計 ※7		_____ 点					○7. 評定点計（ 点）－8. 法令遵守等（ 点）= 点															
10. 評定点合計（付帯工事含む） ※8		_____ 点					○（建築 点× +電気 点× +機械 点× ）= 点															
所 見 ※4		監督員																				
		主任監督員																				
		検査員																				

- ※ 付帯工事について、「3. 出来形及び出来ばえ」以外の評価項目は主体工事の評価を記入する。

※1 1～3の評定（6.5点±加減点合計）+4, 5, 6（加点）＝評定点
各評定点（①～④）は少数第1位まで記入する。

※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等々を評価する項目とする。
そのため、キーワードと評定内容の記述方式とし、加点点評価のみとする。
評価にあたっては、建築課工事検査担当及び営繕課長（設備工事担当監）との合議をもって行うものとする。

※3 社会性等の評価では地域への観点から、加点点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点点評価のみとする。

※4 所見は必ず記入する。

※5 各考查項目ごとの採点は、監督員は別紙－1①～1⑨、主任監督員は別紙－2①～2③、検査員は別紙－3①～⑧によるものとし、しゅん功検査員の評価に先立ち、監督員、主任監督員が記入する。

※6 法令遵守等の評価は、主任監督員が行う。

※7 各評点は、少数第1位止めとし、以下は切り捨てる。評点合計は、四捨五入により整数とする。

※8 付帯工事の工事費が500万円以上の場合には、主体工事及び付帯工事に係る評点を加重平均する。
- 格付

しゅん功 検査	課長（設備工 事担当監）	工事検査担当	検査員	主任監督員	監督員

中間 検査	課長（設備工 事担当監）	工事検査担当	検査員

様式第 1

工事成績評定書（しゅん功検査、中間検査） （付帯工事用）

工事名称		分類		主体 ・ 付帯		請負金額（最終）		¥		千円											
請負者名		工期		平成 年 月 日～平成 年 月 日		検査		平成 年 月 日													
		実施工期		平成 年 月 日～平成 年 月 日		手直		平成 年 月 日													
考 査 項 目		①監督員					②主任監督員					③検査員（中間検査）					④検査員（しゅん功検査）				
		氏名 ㊞					氏名 ㊞					氏名 ㊞					氏名 ㊞				
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般		+1.5	0	-5.0	-10															
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10															
2. 施工状況	I. 施工管理		+1.5	0	-5.0	-10						+5.0	+2.5	0	-5.0	-15	+5.0	+2.5	0	-5.0	-15
	II. 工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+10	+5.0	0	-7.5	-15										
	III. 安全対策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15										
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0															
3. 出来形	I. 出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20
及び	II. 品質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+15	+7.5	0	-15	-30	+15	+7.5	0	-10	-30
出来ばえ	III. 出来ばえ											+5.0	+2.5	0	-2.5		+5.0	+2.5	0	-2.5	
4. 高度技術	I. 高度技術力 ※2	+	(13)	0																	
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※2	+	(7)	0																	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※3						+10	+5.0	0												
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		± 点					± 点					± 点					± 点				
評定点（6.5±加減点合計） ※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点				
7. 評定点計		_____ 点					○中間検査があった場合：（① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2）= 点 ○中間検査がなかった場合：（① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4）= 点														
8. 法令遵守等 ※6							- 点														
9. 評定点合計 ※7		_____ 点					○7. 評定点計（ 点）-8. 法令遵守等（ 点）= 点														
10. 評定点合計（付帯工事含む） ※8		_____ 点					○（建築 点× +電気 点× +機械 点× ）= 点														
所 見 ※4		監督員																			
		主任監督員																			
		検査員																			

- | | | |
|----|--|----|
| ※ | 付帯工事について、「3. 出来形及び出来ばえ」以外の評価項目は主体工事の評価を記入する。 | 格付 |
| ※1 | 1～3の評定（6.5点±加減点合計）+4, 5, 6（加点）=評定点
各評定点（①～④）は少数第1位まで記入する。 | |
| ※2 | 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等々を評価する項目とする。
そのため、キーワードと評定内容の記述方式とし、加点点評価のみとする。
評価にあたっては、建築課工事検査担当及び営繕課長（設備工事担当監）との合議をもって行うものとする。 | |
| ※3 | 社会性等の評価では地域への観点から、加点点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点点評価のみとする。 | |
| ※4 | 所見は必ず記入する。 | |
| ※5 | 各考查項目ごとの採点は、監督員は別紙－1①～1⑨、主任監督員は別紙－2①～2③、検査員は別紙－3①～⑧によるものとし、しゅん功検査員の評価に先立ち、監督員、主任監督員が記入する。 | |
| ※6 | 法令遵守等の評価は、主任監督員が行う。 | |
| ※7 | 各評点は、少数第1位止めとし、以下は切り捨てる。評点合計は、四捨五入により整数とする。 | |
| ※8 | 付帯工事の工事費が500万円以上の場合には、主体工事及び付帯工事に係る評点を加重平均する。 | |

細目別評定点採点表

工事名 :

考查項目	細 別	①監督員	②主任監督員	③④検査員	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	$\times 0.4 + 2.6 =$ 点			/ 3.2点	
	II. 配置技術者	$\times 0.4 + 2.6 =$ 点			/ 3.8点	
2. 施工状況	I. 施工管理	$\times 0.4 + 2.6 =$ 点		$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	/ 11.7点	
	II. 工程管理	$\times 0.4 + 2.6 =$ 点	$\times 0.2 + 4.3 =$ 点		/ 9.3点	
	III. 安全対策	$\times 0.4 + 2.6 =$ 点	$\times 0.2 + 4.4 =$ 点		/ 10.8点	
	IV. 対外関係	$\times 0.4 + 2.6 =$ 点			/ 3.4点	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	$\times 0.4 + 2.6 =$ 点		$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	/ 13.9点	
	II. 品質	$\times 0.4 + 2.6 =$ 点		$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	/ 15.9点	
	III. 出来ばえ			$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	/ 8.5点	
4. 高度技術	I. 高度技術力	$\times 0.4 + 2.6 =$ 点			/ 7.8点	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	$\times 0.4 + 2.6 =$ 点			/ 5.4点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		$\times 0.2 + 4.3 =$ 点		/ 6.3点	
8. 法令遵守等	I. 法令遵守等		$\times 1.0 =$ 点		/ 0.0点	
評定点合計					/ 100.0点	

※ 中間検査があった場合 ①+②+③④＝細目別評定点（③④は③検査員（中間検査）と④検査員（完成検査）の平均点とする。）
 中間検査がなかった場合 ①+②+③④＝細目別評定点（③④は④検査員（完成検査）とする。）

※ 得点割合は、細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※ 端数処理の関係で評定点合計と細目別評定点の計が異なる場合がある。

〔記入方法〕 該当する項目の□にシを記入する。

審査項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般		施工体制が適切である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である
		「評価対象項目」 ☐ 1.作業分担の範囲が施工体制台帳、施工体制図(該当しない場合はこれに替わるもの)で確認できる。 ☐ 2.工事カルテの登録申請は、監督職員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われている。 ☐ 3.品質証明の資料が確認でき、品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたりよく把握されている。 ☐ 4.建設業退職金制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 ☐ 5.請負代金内訳書が契約後14日以内に提出されている(建築:5億円、設備:1億円以上の工事)。 ☐ 6.施工体制台帳、施工体系図が整備され施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。 ☐ 7.工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 ☐ 8.「施工プロセス」チェックで、指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ☐ 9.その他 理由: _____ 該当項目が80%以上——b 該当項目が60%以上80%未満——c 該当項目が60%未満——d ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = ()評価数 / ()対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				☐ 施工体制が不備であり監督職員から文書により改善指導を行った。 上記該当事項があれば——e
	II. 配置技術者 (現場代理人等)	a	b	c	d	e
		技術者が適切に配置されている	技術者がほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備である	技術者の配置が不備である
		「評価対象項目」 ☐ 1.現場代理人として、工事全体の把握ができている。 ☐ 2.現場代理人として、監督員との連絡調整を書面で行っている。 ☐ 3.書類整理、資料整理が適切に処理されている。 ☐ 4.施工等に伴う創意工夫または提案をもって工事を進めている。 ☐ 5.契約書、設計図書、指針等をよく理解し現場に反映して工事を行っている。 ☐ 6.設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。 ☐ 7.作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。 ☐ 8.下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等共によく指導している。 ☐ 9.主任技術者又は、監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。 ☐ 10.作業主任者を選任し配置している。 ☐ 11.専門技術者を専任し、配置している。 ☐ 12.施工等に伴う創意工夫又は提案により、品質、出来高、出来ばえの向上に努めている。 ☐ 13.「施工プロセス」チェックで、指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ☐ 14.その他 理由: _____ 該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満——b 該当項目が60%以上80%未満——c 該当項目が60%未満——d ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = ()評価数 / ()対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				☐ 現場代理人等の技術者配置が不備で、監督職員から文書により改善指示を行った。 ☐ 専門技術者が配置されていない。 1項目でも該当があれば——d 2項目該当——e

〔記入方法〕 該当する項目の□にレを記入する。

調査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理		施工計画が適切である	他の事項に該当しない	施工計画がやや不備である	施工計画が不備である
		「評価対象項目」 ☐ 1.契約約款18条第1項第1号から5号に係わる設計図書の照査を行い、監督員の承認を受けて施工している。 ☐ 2.施工計画書と現場施工方法が一致している。 ☐ 3.施工計画書と現場の施工体制等が一致している。 ☐ 4.施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ 5.工事機器材の使用及び調達計画が十分な管理されている。 ☐ 6.品質確保のための対策が見られる。 ☐ 7.日常の出来形管理が適時、的確に行われている。 ☐ 8.日常の品質管理が適時、的確に行われている。 ☐ 9.現場内の整理整頓が日常的になされている。 ☐ 10.使用機器材等の品質保証書等または工事記録写真が適切に整理されている。 ☐ 11.現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。 ☐ 12.段階確認及びその報告が適時、的確に行われている。 ☐ 13.工事記録の整備が適時、的確になされている。 ☐ 14.建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。 ☐ 15.工事全体での使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。 ☐ 16.「施工プロセス」チェックで、指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ☐ 17.その他 理由: _____ 該当項目が80%以上——b 該当項目が60%以上80%未満——c 該当項目が60%未満——d ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				☐ 設計図書と適合しない箇所があり、文書による改造請求を行った。 ☐ 施工計画書が工事着手前に提出されていない。 ☐ 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。 ☐ 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改善指示を行った。 1項目でも該当があれば——d 2項目以上該当——e
	II. 工程管理					
		a	b	c	d	e
		工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
		「評価対象項目」 ☐ 1.フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。 ☐ 2.時間制限等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。 ☐ 3.現場条件の変更への対応が積極的に処理が早く、また地元調整(入居官署を含む)を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。 ☐ 4.休日の確保を行っている。 ☐ 5.工程表の内容が検討され、関連工事との調整もよく充実している。 ☐ 6.夜間や休日の作業が少なく、余裕を持って工期内に完成した。 ☐ 7.現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握されている。 ☐ 8.「施工プロセス」チェックで、指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ☐ 9.その他 理由: _____ 該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満——b 該当項目が60%以上80%未満——c 該当項目が60%未満——d ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				☐ 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。(但し、改善指示による場合を除く) 上記該当事項があれば——e ☐ 自主的な工程管理がなされず、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば——d

〔記入方法〕 該当する項目の□にレを記入する。

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	安全対策を適切に行った	安全対策をほぼ適切に行った	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備である	安全対策が不備である
		「評価対象項目」 ☐ 1.災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。 ☐ 2.店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。 ☐ 3.各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。 ☐ 4.安全教育・訓練等を適時、的確に実施し、記録が整備され、かつ創意工夫をしている。 ☐ 5.安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている。 ☐ 6.新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。 ☐ 7.安全管理の臨機の措置を行った。 ☐ 8.過積載防止に積極的に取り組んでいる。 ☐ 9.使用機械、工具等の点検整備等がなされ、管理されている。 ☐ 10.重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 ☐ 11.山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ 12.足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ 13.工事現場における保安設備等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。 ☐ 14.「施工プロセス」チェックで、指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ☐ 15.その他 理由: 該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満——b 該当項目が60%以上80%未満——c 該当項目が60%未満——d ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				☐ 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。 上記該当事項があれば——e ☐ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。 上記該当事項があれば——d
	Ⅳ. 対外関係	a	b	c	d	e
		対外関係が適切であった。	対外関係がほぼ適切であった。	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備であった。	対外関係が不備であった。
		「評価対象項目」 ☐ 1.工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と折衝及び調整し、トラブルの発生がない。 ☐ 2.工事施工にあたり、地元(入居官署等を含む)との適切な折衝及び調整を行った。 ☐ 3.苦情に対して的確に対応し、良好な対外関係であった。 ☐ 4.積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情がなかった。または、苦情によるトラブルが少なかった。 ☐ 5.関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。 ☐ 6.「施工プロセス」チェックで、指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ☐ 7.その他 理由: 該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満——b 該当項目が60%以上80%未満——c 該当項目が60%未満——d ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				☐ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。 上記該当事項があれば——e ☐ 請負者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。 ☐ 関係法令に違反する恐れがあったため、監督員から文書により指示を行った。 上記1項目でも該当あれば——d

[記入方法] 該当する項目の□にレを記入する。

(監督員)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	出来形管理が適切である	出来形管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	出来形管理がやや不備である	出来形管理が不備である
		「評価対象項目」 ☐ 1.出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 ☐ 2.出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 ☐ 3.自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 ☐ 4.自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 ☐ 5.出来形の形状、寸法が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。 ☐ 6.出来形の性能、機能が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。 ☐ 7.その他			☐ 監督員が文書で改善指示を行った 該当すれば——d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当すれば——e
		理由:				
		該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満——b 該当項目が60%以上80%未満——c 該当項目が60%未満——d			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	

〔記入方法〕 該当する項目の□にシを記入する。

(監督員)

審査項目・細別	工種	a	b	c	d	e
3. 出来高及び出来ばえ Ⅱ. 品質	建築工事 (新築)	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
		「評価対象項目」 (躯体工事) ☐ 1.品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 ☐ 2.施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 ☐ 3.材料の品質証明が適切である。 ☐ 4.請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 5.施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 ☐ 6.不可視部分の写真記録が適切である。 (仕上工事) ☐ 7.品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 ☐ 8.施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 ☐ 9.材料の品質証明が適切である。 ☐ 10.請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 11.施工の品質・形状が適切で良好な施工である。			☐ 監督員が文書で改善指示を行った 該当すれば——d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当すれば——e
		該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満——b 該当項目が60%以上80%未満——c 該当項目が60%未満——d	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			
	工種	a	b	c	d	e
	建築工事 (改修)	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
		「評価対象項目」 ☐ 1.品質管理方法が明確である。 ☐ 2.施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 ☐ 3.材料の品質証明が適切である。 ☐ 4.請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 5.品質・形状が適切で良好な施工である。			☐ 監督員が文書で改善指示を行った 該当すれば——d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当すれば——e
		該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満——b 該当項目が60%以上80%未満——c 該当項目が60%未満——d	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			

〔記入方法〕 該当する項目の□にレを記入する。

(監督員)

審査項目・細別	工種	a	b	c	d	e
3. 出来高及び出来ばえ Ⅱ. 品質	電気設備工事	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
		「評価対象項目」 (機材) ☐ 1.機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 ☐ 2.製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 (施工) ☐ 3.品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 4.施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 ☐ 5.施工完了時の試験及び記録が適切である。 ☐ 6.機能の適切性が確認できる。試験運転等の記録が整備されている。 ☐ 7.不可視部分の写真記録が適切である。			☐ 監督員が文書で改善指示を行った 該当すれば——d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当すれば——e
		該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満——b 該当項目が60%以上80%未満——c 該当項目が60%未満——d	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			

〔記入方法〕 該当する項目の□にレを記入する。

(監督員)

審査項目・細別	工種	a	b	c	d	e
3. 出来高及び出来ばえ Ⅱ. 品質	暖冷房衛生設備 工事	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
		「評価対象項目」 (機材) ☐ 1.機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 ☐ 2.製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 (施工) ☐ 3.品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 4.施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 ☐ 5.施工完了時の試験及び記録が適切である。 ☐ 6.機能の適切性が確認できる。試験運転等の記録が整備されている。 ☐ 7.不可視部分の写真記録が適切である。			☐ 監督員が文書で改善指示を行った 該当すれば——d	☐ 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当すれば——e
		該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満——b 該当項目が60%以上80%未満——c 該当項目が60%未満——d	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			

(監督員)

[illegible]

※3 高度技術は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫であるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「5. 創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

(監督員)

※1 創意工夫においては「5. 高度な技術力」の審査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
※2 「2. 施工状況」、「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるための審査項目でも再評価する。
※3 創意工夫は「実用新案・特許クラス」が現場に適用した本当に些細な工夫であるが非常に役立つ軽微な工夫まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。
※4 キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、工事検査監及び主務課長(室長)との合議をもって記述する。
※5 「4. 高度技術」の二重評価はない。

〔記入方法〕 該当する項目の□にしを記入する。

調査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	工程管理が非常に優れている	工程管理がやや優れている	他の事項に該当しない場合	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
		☐ 1.災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 2.隣接する他の工事等との積極的な工程管理を行い、トラブルを回避した。 ☐ 3.地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 ☐ 4.代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。 ☐ 5.配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 ☐ 6.その他 a: 該当3項目程度以上 b: 該当2項目程度 c: 該当1項目程度 d: 該当項目なし e: その他 理由: _____ ※上記該当項目を総合的に判断して、a, b, c, d評価を行う。				
	Ⅲ. 安全対策	a	b	c	d	e
		安全対策が非常に優れている	安全対策がやや優れている	他の事項に該当しない場合	安全対策がやや不備である	安全対策が不備である
		☐ 1.建設労働災害、公害災害の防止への努力が顕著である。 ☐ 2.安全衛生管理体制を確立し組織的に取り組んでいる。 ☐ 3.安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている。 ☐ 4.安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 ☐ 5.安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。 ☐ 6.安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。 ☐ 7.その他 a: 該当4項目程度以上 b: 該当3項目程度 c: 該当2項目程度 d: 該当1項目または0項目 e: その他 理由: _____ ※上記該当項目を総合的に判断して、a, b, c, d評価を行う。				

〔記入方法〕 該当する項目の□にしを記入する。

(主任監督員)

考査項目	細別	a	b	c
6. 社会性等	I 地域への貢献等	地域への貢献が非常に優れている	地域への貢献がやや優れている	他の事項に該当しない
		☐ 1.河川, 海岸, 港湾等の環境保全を具体的に実施した。 ☐ 2.国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全, 貴重種等の動植物への保護等に積極的に取り組んだ。 ☐ 3.現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等, 積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 4.定期的に広報紙や現場見学会等を実施して, 積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 5.地域生活に密着したゴミ拾い, 道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し地域に貢献した。 ☐ 6.災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。 ☐ 7.その他 理由: ※ 上記を総合的に判断し, a, b, cの評価を行う。 a: 該当2項目程度以上 b: 該当1項目以上 c: 該当項目なし		

※ 地域への貢献等とは, 工事の施工にともなって, 地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

〔記入方法〕 該当する項目の□にしを記入する。

(主任監督員)

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧																		
8. 法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th><th>点数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐ 1.指名停止3ヵ月以上</td><td>－20点</td></tr> <tr> <td>☐ 2.指名停止2ヵ月以上3ヵ月未満</td><td>－15点</td></tr> <tr> <td>☐ 3.指名停止1ヵ月以上2ヵ月未満</td><td>－13点</td></tr> <tr> <td>☐ 4.指名停止2週間以上1ヵ月未満</td><td>－10点</td></tr> <tr> <td>☐ 5.文書注意</td><td>－ 8点</td></tr> <tr> <td>☐ 6.口頭注意</td><td>－ 5点</td></tr> <tr> <td>☐ 7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分が無かった場合(不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない)</td><td>－ 3点</td></tr> <tr> <td>☐ 8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等</td><td>－5点 × 項目</td></tr> </tbody> </table> ☐ 該当項目なし ① 本評価項目(8. 法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請負契約をし、その履行をするために従事するものに限定する。 ④ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定を減点する。 【上記で評価する場合の適応事例】 ☐ 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ☐ 2.承諾なしに権利義務等を第三者に譲渡又は承継した。 ☐ 3.宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり送検等された。 ☐ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関連法令に違反する事実が判明した。 ☐ 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。 ☐ 6.建設業法に違反する事実が判明した。(一括下請、技術者の専任違反等) ☐ 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ☐ 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ☐ 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ妨害した。 ☐ 10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払を期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ☐ 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ☐ 12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ☐ 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ☐ 14.安全管理が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ☐ 15.施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。 ☐ 16.「施工に関する課題」に対する各技術提案について、実施しなかった場合。 ☐ 17.「品質に関する課題」に対する各技術提案について、実施しなかった場合。 ☐ 18.主任(監理)技術者の保有する資格、過去の同種・同規模工事の施工経験、継続教育(CPD)の取組等の各評価内容について評価した工事において、評価した配置予定技術者と異なる技術者を配置した場合で、当該技術者の各得点が配置予定技術者の得点を下回る評価内容がある場合。 ☐ その他 理由:	措置内容	点数	☐ 1.指名停止3ヵ月以上	－20点	☐ 2.指名停止2ヵ月以上3ヵ月未満	－15点	☐ 3.指名停止1ヵ月以上2ヵ月未満	－13点	☐ 4.指名停止2週間以上1ヵ月未満	－10点	☐ 5.文書注意	－ 8点	☐ 6.口頭注意	－ 5点	☐ 7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分が無かった場合(不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない)	－ 3点	☐ 8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等	－5点 × 項目
措置内容	点数																		
☐ 1.指名停止3ヵ月以上	－20点																		
☐ 2.指名停止2ヵ月以上3ヵ月未満	－15点																		
☐ 3.指名停止1ヵ月以上2ヵ月未満	－13点																		
☐ 4.指名停止2週間以上1ヵ月未満	－10点																		
☐ 5.文書注意	－ 8点																		
☐ 6.口頭注意	－ 5点																		
☐ 7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分が無かった場合(不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない)	－ 3点																		
☐ 8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等	－5点 × 項目																		

〔記入方法〕 該当する項目の□にレを記入する。

(検査員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
		「評価対象項目」 ☐ 1.契約約款18条第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行い施工している。 ☐ 2.施工計画書と現場施工方法が一致している。 ☐ 3.工事器材等の資料の整理及び確認がなされ、管理されている。 ☐ 4.品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫が見られる。 ☐ 5.見本または工事記録写真等の整理に工夫が見られる。 ☐ 6.段階確認等が適時、的確になされている。 ☐ 7.工事記録の整備が適時、的確になされている。 ☐ 8.建設廃棄物、リサイクルへの取り組みが適切になされている。 ☐ 9.建退共の証紙が適切に配布され管理されている。 ☐ 10.作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。 ☐ 11.施工体制台帳、施工体系図が整備されている。 ☐ 12.施工計画書と現場の施工体制が一致している。 ☐ 13.品質管理体制が確立され有効に機能している。 ☐ 14.施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記入されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ 15.工事の関係書類および資料整理がよい。 ☐ 16.社内の管理基準等が作成され管理している。 ☐ 17.その他—				☐ 設計図書と適合しない箇所があり、文書による修補指示を行った。 ☐ 契約図書に基づく施工上の義務につき、検査員から文書により改善指示を行った。 1項目でも該当があれば——d 2項目以上該当——e
		理由:				該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満——b 該当項目が60%以上80%未満——c 該当項目が60%未満——d ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

〔記入方法〕 該当する項目の□にレを記入する。

(検査員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	出来形管理が適切である	出来形管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	出来形管理がやや不備である	出来形管理が不備である
		「評価対象項目」 ☐ 1.出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 ☐ 2.出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 ☐ 3.自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 ☐ 4.自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 ☐ 5.出来形の形状、寸法が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。 ☐ 6.出来形の性能、機能が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。 ☐ 7.その他 理由:			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当事項があれば——d	☐ 契約約款第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当事項があれば——e
		該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満——b 該当項目が60%以上80%未満——c 該当項目が60%未満——d ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

〔記入方法〕 該当する項目の□にレを記入する。

(検査員)

審査項目・細別	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	建築工事 (新築)	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
		「評価対象項目」 (躯体工事) ☐ 1.品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 ☐ 2.施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 ☐ 3.材料の品質証明が適切である。 ☐ 4.請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 5.施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 ☐ 6.不可視部分の写真記録が適切である。 (仕上工事) ☐ 7.品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 ☐ 8.施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 ☐ 9.材料の品質証明が適切である。 ☐ 10.請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 11.施工の品質・形状が適切で良好な施工である。			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当事項があれば——d	☐ 契約約款第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当事項があれば——e
		該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満——b 該当項目が60%以上80%未満——c 該当項目が60%未満——d		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		
	工種	a	b	c	d	e
	建築工事 (改修)	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
		「評価対象項目」 ☐ 1.品質管理方法が明確である。 ☐ 2.施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 ☐ 3.材料の品質証明が適切である。 ☐ 4.請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 5.品質・形状が適切で良好な施工である。			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当事項があれば——d	☐ 契約約款第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当事項があれば——e
		該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満——b 該当項目が60%以上80%未満——c 該当項目が60%未満——d		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		

〔記入方法〕 該当する項目の□にレを記入する。

(検査員)

審査項目・細別	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	電気設備工事	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
		「評価対象項目」 (機材) ☐ 1.機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 ☐ 2.製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 (施工) ☐ 3.品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 4.施工の品質及び形状が適切で良好な施工である。 ☐ 5.施工完了時の試験及び記録が適切である。 ☐ 6.機能の適切性が確認できる。試験運転等の記録が整備されている。 ☐ 7.不可視部分の写真記録が適切である。			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当事項があれば——d	☐ 契約約款第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当事項があれば——e
		該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満——b 該当項目が60%以上80%未満——c 該当項目が60%未満——d	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = ()評価数 / ()対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			

〔記入方法〕 該当する項目の□にレを記入する。

(検査員)

審査項目・細別	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	暖冷房衛生設備 工事	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
		「評価対象項目」 (機材) ☐ 1.機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 ☐ 2.製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 (施工) ☐ 3.品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 4.施工の品質及び形状が適切で良好な施工である。 ☐ 5.施工完了時の試験及び記録が適切である。 ☐ 6.機能の適切性が確認できる。試験運転等の記録が整備されている。 ☐ 7.不可視部分の写真記録が適切である。			☐ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当事項があれば——d	☐ 契約約款第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当事項があれば——e
		該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満——b 該当項目が60%以上80%未満——c 該当項目が60%未満——d	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			

〔記入方法〕 該当する項目の□にレを記入する。

(検査員)

調査項目・細別	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	建築工事 (新築)	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
		「評価対象項目」 ☐ 1.きめ細かな施工がさなれ取合いの納まりや端部までの仕上がりが良い。 ※ 確認項目の該当4項目以上-----a ☐ 2.関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上である。 確認項目の該当3項目以上-----b ☐ 3.使い勝手や使用者の安全に対する調和が適切である。 確認項目の該当2項目以上-----c ☐ 4.仕上がりの状態が良好で色調が均一で色むら等が無い。 確認項目の該当1項目以下-----d ☐ 5.外構を含め全体的な美観が良好である。			
	工種	a	b	c	d
	建築工事 (改修)	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
		「評価対象項目」 ☐ 1.きめ細かな施工がさなれ取合いの納まりや端部までの仕上がりが良い。 ※ 確認項目の該当3項目以上-----a ☐ 2.既存部分や関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上である。 確認項目の該当2項目以上-----b ☐ 3.使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。 確認項目の該当1項目以下-----c ☐ 4.仕上がりの状態が良好である。 確認項目なし-----d			

〔記入方法〕 該当する項目の□にレを記入する。

(検査員)

考査項目・細別	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	電気設備工事	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
		「評価対象項目」 ☐ 1.きめ細かな施工がなされている。 ※ 確認項目の該当4項目以上-----a ☐ 2.関連工事との調整がなされ全体に調和が良くとれた仕上げである。 確認項目の該当3項目以上-----b ☐ 3.使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。 確認項目の該当2項目以上-----c ☐ 4.建築電気設備として高い品質・性能が確保されている。 確認項目の該当1項目以下-----d ☐ 5.運転及び保守点検に対する配慮が適切である。			

〔記入方法〕 該当する項目の□にレを記入する。

(検査員)

【記入方法】該当する項目の□に○を記入する。		(検査員)				
検査項目・細別	工種	a	b	c	d	
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	暖冷房衛生設備 工事	「評価対象項目」			他の事項に該当しない	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
		□ 1.きめ細かな施工がなされている。 ※ 確認項目の該当4項目以上 -----a □ 2.関連工事との調整がなされ、全体に調和が良くとれた仕上がりである。 確認項目の該当3項目以上 -----b □ 3.使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。 確認項目の該当2項目以上 -----c □ 4.暖冷房衛生設備として高い品質・性能が確保されている。 確認項目の該当1項目以下 -----d □ 5.運転及び保守点検に対する配慮が適切である。				

【留意事項】

- ・「施工プロセスのチェックリスト」を活用して、評定を行う。
- ・「4. 高度技術」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して評定を行う。